

(1) 有害物質使用特定施設

施行令 別表第1に掲げる特定施設のうち、有害物質の製造、使用又は処理を目的とする施設のことをいい、個別の特定施設ごとに判断されることとなる。

「製造」とは、有害物質を製品として製造すること。

「使用」とは、有害物質をその施設の目的に沿って原料、触媒等として使用すること。

「処理」とは、有害物質又は有害物質を含む水を処理することを目的として有害物質を分解又は除去すること。

(2) 有害物質使用特定施設に当たらない主なもの

施行令 別表第1第1号の2の豚房施設、牛房施設又は馬房施設、第72号のし尿処理施設、第73号の下水道終末処理施設（下水道法施行令第9条の3第2号に係る処理施設で有害物質を処理する者を除く。）については、通常、有害物質を製造・使用・処理しているとは考えられないことから、有害物質使用特定施設には該当しない。

また、同表第66号の2の旅館業に係る特定施設においては、温泉水等で天然に有害物質を含有する水を使用する場合であっても、当該有害物質を使用することを目的としない施設については、有害物質使用特定施設に該当しない。